

海の事故情報（七管区）【速報値】(9月5日～9月11日)

令和4年9月15日

船の事故	発生日	発生県	船舶種類	事故形態
	9月5日(月)	福岡県	プレジャーボート	運航不能
	9月5日(月)	福岡県	タンカー	単独衝突
	9月5日(月)	福岡県	その他	運航不能
	9月8日(木)	福岡県	プレジャーボート	浸水
	9月8日(木)	福岡県	プレジャーボート	運航不能
	9月8日(木)	山口県	貨物船	衝突
	9月8日(木)	山口県	漁船	衝突
	9月9日(金)	長崎県	貨物船	単独衝突
	9月9日(金)	大分県	プレジャーボート	運航不能
	9月10日(土)	福岡県	プレジャーボート	運航不能
9月10日(土)	山口県	貨物船	乗揚	

人の事故	発生日	発生県	事故区分	事故内容
	9月5日(月)	長崎県	マリレ以外の海浜事故	溺水
	9月8日(木)	山口県	船舶海難によらない乗船者の人身海難	海中転落
	9月10日(土)	福岡県	マリレに伴う海浜事故	海中転落

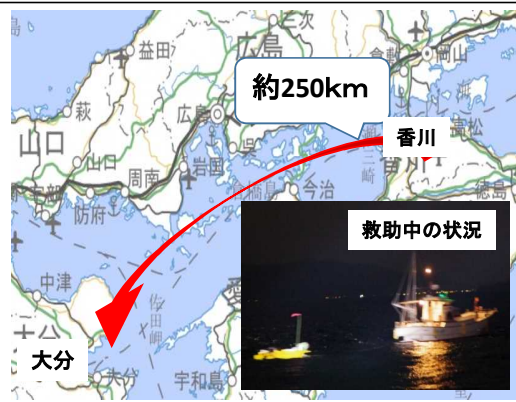
大変危険！ ミニボートでの大航海！

【問合せ先】
第七管区海上保安本部交通部 安全対策課長 古場
安全対策調整官 川部
TEL：093-321-2931（内線2640）

【事件事例】

令和4年9月3日13:30頃、事故者は観光のため、ミニボートに1名乗船のうえ香川県を出港し、瀬戸内海から豊後水道経由で鹿児島県屋久島に向け、途中各地を転々としながら航行していた。同船は、9月9日17:00頃、大分県大分市佐賀関の海岸にボートを陸揚げし野営をしていたが、環境が悪く、場所を移動するため、同日21:00頃、明かりは懐中電灯のみで出港し、別の野営地を向け航行していた同日22:30頃、船外機が停止し航行不能となったことから、海上保安庁(118番)に救助要請したもの。

その後、事故者は、佐賀関水難救済会所属の船舶により救助された。



◆ミニボートの注意事項

・遠方には行かない。

エンジン付きといっても、ミニボートの航行性能は高くありません。海でのミニボートに適した行動範囲は、オール・パドル等で漕いで帰港できる岸から**1km**程度の距離が目安です。岸から近ければ、天候の急変にも対応しやすくなります。なお、2馬力の船外機に内蔵された燃料タンクの容量は1リットル程度、フルスロットルで連続走行できるのは1時間くらいであり、これも海況が悪いと更に燃費が悪くなり、航走時間が短くなります。



・夜間航行はやめましょう。

ミニボートは、昼間でも他船から視認しづらく、夜になり暗くなると更に視認できなくなるほか、目線の低いミニボートからも周囲の状況を確認しづらいため、衝突の危険性が高まることや自船の位置が分からなくなり帰港できなくなることがあるので、夜間航行はやめておきましょう。もし、夜間出港する場合は、白色全周灯1個を点灯させるように「海上衝突予防法」で定められています。



夜間は他船や障害物の視認性の低下、街明かりと船の灯火等の判別が困難

・波風に注意する

ミニボートは「**波高20cm以上**」「**風速4m/s以上**」で安全に運航できないと言われています。事前に必ず気象情報を確認しましょう。また、実際の海上では、天候不良の場合もあります。気象・海象に少しでも不安を感じた場合は、事故を起こさないためにも出航しない勇気、早めに帰港する判断も必要です。



詳しくは、HP「ウォーターセーフティガイドのミニボートに関する情報」を確認しましょう。
<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/miniboat/index.html>

